

## 【参考】宮城県土地改良事業団体連合会 定款（抜粋）

（目的）

第1条 この会は、土地改良事業を行うもの（国、県及び土地改良法第95条第1項の規定により、土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有するものを除く。以下同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し及びその共同の利益を増進することを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、宮城県土地改良事業団体連合会という。

（地区）

第3条 この会の地区は、宮城県の区域とする。

（事業）

第4条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- （1）会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）に関する技術な指導その他援助
- （2）土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- （3）土地改良事業に関する調査設計及び研究
- （4）国又は県の行う土地改良事業に対する協力
- （5）前各号に掲げるほか、第1条の目的を達成するため必要な事業

## 【参考】宮城県土地改良事業団体連合会 個人情報保護体制

個人情報保護管理者 専務理事	
	個人情報管理委員会（個人情報部門管理者）
委員長：総務部長（総務部門）（教育・苦情部門） 副委員長：換地部長（換地部門） 委員：技術部長（技術部門）（情報セキュリティ部門） 古川事業所長（古川事業所部門）	